

「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託
プロポーザル公募要項



令和8年1月
東京都北区

目 次

○ 目 次	1
○ プロポーザル実施説明書	2
○ 【様式1】～【様式4】	10

プロポーザル実施説明書

1 業務概要

（1）件名

「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託

（2）業務目的

ア 一般部門

創業や新たな事業展開を検討している意欲のある起業家や中小企業者を発掘し、北区の創業者の育成を図る取り組みを行うことで、区内産業の更なる活性化を図る。

イ 学生部門

中学生から大学・専門学校生を対象に若年層ならではの斬新な視点で、地域における社会的課題の発見・解決や新たな価値の創出を目指すとともに、問題解決能力や主体性の向上など成長の機会を提供することで、多様な世代への起業家精神の醸成を図る。

（3）業務内容

「「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託基本仕様書」のとおり

（4）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（5）予定価格（上限価格）及び最低制限価格

予定価格（上限価格）：6,674,360円（税込み）

ただし、本件は令和8年度予算の北区議会の可決を条件とする。なお、見積金額が予定価格（上限価格）を上回る場合は、審査の対象としない。また、最低制限価格については、設置しない。

2 参加資格

受注を希望する企業等（提案者）は、参加表明書提出期限（令和8年1月30日）現在において、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

（1）対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること。

（2）東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14 北総契第360号平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、国、他の地方公共団体及び北区の一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (4) 役員等に拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと。
- (5) 商法（明治 32 年法律第 48 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続等を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあり、事実上の運営に影響が及んでいないこと（暴力団の利益となる活動を行うことを含む。）。

3 審査方法及び審査基準

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による第一次審査及び第二次審査で総合的に評価し、本業務委託に最適と思われる事業者及び次点を選定する。

ただし、審査委員会において適切な事業者がないと判断した場合には、該当者なしとする。
なお、審査内容については公表しない。

（1）審査項目

第一次審査：書類審査

No.	審査項目	配点
1	本業務の趣旨の理解度	20 点
2	企画提案内容	130 点
3	業務履行の体制	20 点
4	事業者の実績	20 点
5	提案価格	10 点
合 計		200 点

第二次審査：プレゼンテーション審査

No.	評価基準	配点
1	企画提案の視点	70 点
2	業務遂行能力	20 点

3	意欲・熱意	10点
	合 計	100点

(2) 第一次審査（書類審査）

企画提案書の提出者すべてに対して、書類審査を行う。本業務の趣旨の理解度、企画提案内容、業務履行の体制、事業者の実績、提案価格を評価し、第二次審査対象者を3事業者程度に選定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査で選定された提案者から企画内容のプレゼンテーション（15分以内）及び質疑応答（15分程度）を受け、企画提案の視点、業務遂行能力、意欲・熱意を基準に評価し、事業意図に沿った有効な提案であるかを審査し、第一次審査及び第二次審査の合計結果をふまえ、審査委員会の合議によって本業務委託に最適と思われる事業者及び次点を選定する。

第二次審査の出席者は最大3名とし、本業務を受注した場合の業務責任者（北区の担当窓口となる者）が必ず出席し、主にプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。プレゼンテーション審査においては、パワーポイントの使用及びその他のプレゼンテーション用資料の提出を認める。なお、説明及び資料の内容は、第一次審査にあたって提出した企画提案書の記載内容から逸脱しないものとすること。

(4) その他

応募者が1事業者のみであった場合も、同様に第一次審査を行い、当該事業者が第二次審査を受けるに適当と判断された場合は、第二次審査を行う。

4 提出物

提出書類は次に掲げるものとする

- ①参加表明書（【様式1】） 1部
- ②会社概要（会社案内パンフレット等） 1部
- ③「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し
(裏面の印鑑証明部分も含む) 1部
- ④企画提案書
 - I 正本（【様式2】から【様式2-5】） 1部
※表紙【様式2】は正本のみとし、副本には含めないこと。
 - II 副本（【様式2-1】から【様式2-5】） 1部
※【様式2-1】から【様式2-5】には法人名を記載しないこと。
また、法人名を特定・類推させるような記述やマーク等は記載しないこと。

※【様式2-1】から【様式2-5】は上記紙媒体のほか、産業振興課経営支援係メールアドレス宛てに電子データ（PDF）を提出すること。
受付アドレス shien@city.kita.lg.jp

5 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

企画提案書の【様式2】から【様式2-5】は、A4用紙縦左綴じ、横書き、文字ポイント11ポイント以上、両面印刷を基本とする。

なお、【様式2-1】以降は連続したページ番号を付すこと。

(1) 記載内容は以下のとおりとし、【様式2-1】から【様式2-5】は全部で15ページ以内とすること。

様式	記載内容
様式 2-1	1. 本業務の趣旨の理解度 (1) 北区の創業の現状及び課題 (2) 北区ビジネスプランコンテストに期待される効果
様式 2-2	2. 企画提案内容 (1) ビジネスプラン応募促進のためのPR方法 (2) 説明会、個別相談、アクセラレーションプログラム及びフォローアップ支援 ①それぞれの目的 ②実施内容 ③工夫点など (3) ファイナルイベントのPR方法、内容及び演出等 ①来場者促進のためのPR方法の内容 ②公開プレゼンテーション及び表彰式の内容 ③来場者向けコンテンツ ④交流会の内容など (4) その他、効果的な独自提案等
様式 2-3	3. 業務履行の体制 (1) 本業務における担当者の経験・専門性 (2) 各業務の実施体制（業務責任者、対応スタッフ等の配置計画） ※社外の協力等を予定している場合は、協力企業名、内容等を記載すること。
様式 2-4	4. 事業者の実績 (官公庁等のビジネスプランコンテスト等に関する業務の実績)

- (2) 審査の公正性、透明性を保つことから【様式2-1】から【様式2-5】の内容や余白に法人名を表示しないこと。また、法人名を特定・類推させるような記述は避けること。
- (3) 様式以外に参考資料を添付することができる。参考資料は簡易なものとし、企画提案書のページ構成に含むものとする。
- (4) 各提案書に掲げるそれぞれの課題については、簡潔かつ明瞭に記述するものとし、記入欄の幅や行数及びページを変更しても構わないものとする。
- (5) 【様式2-2】は、令和8年4月1日に契約を締結するものと想定し、履行期限内に完了するプランを示すこと。
- (6) 【様式2-3】の業務責任者は、北区との連絡窓口とし、会議・打ち合わせ等の同席者とすること。また、第二次審査のプレゼンテーション審査において説明者とすること。
- (7) 【様式2-4】の類似の業務実績は、令和3年4月1日以降に受託した官公庁等のビジネスプランコンテスト等に関する支援業務の実績を記入すること。記載する順番は、年月日の新しい順に記入し、自治体名は都道府県名から記入すること。なお、契約件名は正式名称を記入すること。
- (8) 企画提案書の作成においては、本要項に記載のない内容であっても、本業務目的を達成するために必要なものがあれば、積極的に提言または提案すること。

6 公募要項に関する質問受付

(1) 受付期間

令和8年1月19日（月）から1月23日（金）正午まで（必着）

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。

イ 文書は、日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、メールアドレスを併記すること。

ウ 「質問書」【様式3】に質問事項を記載し、電子メールに添付すること。

エ 件名は「「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託に関する質問（会社名）」とすること。

オ 受付アドレス 北区地域振興部産業振興課経営支援係 shien@city.kita.lg.jp

カ 電子メール受取後、担当部署より送信元へ確認メールを送信する。確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。

キ 受付期間に届かなかったメールには回答しない。

(3) 質問の回答

質問者名を伏せた上で、令和8年1月27日（火）17時までに北区ホームページに掲載する。

7 提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限 次に掲げる書類を令和8年1月30日（金）17時までに提出すること。

①参加表明書

②会社概要

③「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し

④企画提案書

(2) 提出場所：北区地域振興部産業振興課経営支援係

〒114-8503 東京都北区王子1-11-1 北とぴあ11階

(3) 提出方法：紙媒体（1部）を持参により提出する。【様式2-1】から【様式2-5】は持参による紙媒体の提出のほか、産業振興課経営支援係メールアドレス宛てに電子データ（PDF）を提出すること。

受付アドレス shien@city.kita.lg.jp

※窓口対応時間は、土日祝日を除く8時30分から17時まで

(4) 事前連絡：提出日の前日までに、提出日とおおよその時間を事前に連絡すること。

電話：03-5390-1237（直通）

8 審査結果の通知

(1) 第一次審査

第一次審査の結果は、企画提案書の提出者すべてに書面により通知する。第二次審査対象者に対しては、第二次審査に関する詳細をあわせて通知する。

(2) 第二次審査

①第二次審査の結果は、審査委員会で決定した契約交渉順位第1位及び第2位の企画提案書の提出者に対して、決定した日から7日以内に書面により通知する。

②契約交渉順位が第2位までに入らなかった者に対しては決定した日から7日以内に書面により通知する。

③上記②の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。

④所管課長は、上記③に基づく説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

⑤上記④的回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、区長に対して不服を申し立てができる。

9 契約締結

契約交渉順位第1位の事業者と仕様内容について協議し、仕様内容を決定したうえで契約締結を実施する。なお、契約交渉順位第1位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の事業者を繰り上げるものとする。

10 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール

公募要項等の公表 令和8年1月19日（月）ホームページで公表



※説明会は開催しません



質問受付期間 令和8年1月19日（月）から1月23日（金）正午まで



質問最終回答 令和8年1月27日（火）17時までにホームページで回答



参加表明書・企画提案書提出期限 令和8年1月30日（金）17時まで



第一次審査結果通知 令和8年2月（予定）



第二次審査 令和8年3月18日（水）

※第一次審査で選定された事業者のみ第二次審査を実施します。



第二次審査結果及び契約交渉事業者選定 令和8年3月中旬

11 その他の留意事項

（1）参加表明書又は企画提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。

なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

①提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

②公募要項に指定する作成様式及び示された条件に適合しないもの

（2）提案書の作成及び提出に関連して必要となる経費については、提案を行う者の負担とする。

（3）提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、本業務委託候補者の選定以外、提出者に無断で使用しない。

（4）複数の企画提案書の提出は認めない。

（5）提出期限後における企画提案書等の提出、再提出、差し替えは認めない。

- (6) 企画提案書には企画提案書の提出者名を記入しない。(企画提案書の【様式2】を除く。)
- (7) 参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (9) 参加表明書の提出後、応募の辞退をする場合は、「応募辞退届」【様式4】を令和8年2月11日（水）までに提出すること。
- (10) 採用した企画提案の使用権は北区に帰属する。
- (11) 郵便・電子メール等の通信事故については、発注者はいかなる責任も負わない。
- (12) 本プロポーザルのために本区が提供した資料は、プロポーザルへの参加目的以外での使用を禁止する。
- (13) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

12 問い合わせ先

北区地域振興部産業振興課

担当者：小澤 佐藤（隆） 岩瀬

電話：03 - 5390 - 1237（直通）

電子メール：shien@city.kita.lg.jp

東京都北区王子1-11-1 北とぴあ 11階

※窓口対応時間は、土日祝日を除く8時30分から17時まで

様式1

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

東京都北区長 様

令和8年〇月〇日付で公表された、プロポーザル案件「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託の募集について、本プロポーザルの参加資格を全て満たしておりますので、関係資料を添えて参加表明書を提出します。

なお、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないものであること、並びに本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

応募者名	(法人名)
	(代表者)
	(所在地)
	(電話番号)

担当者	(所属部署・役職・氏名)
	(所在地)
	(電話番号)
	(E-mail)

下記は記入しない。

	整理番号
	年 月 日

様式2

企画提案書（表紙）

令和 年 月 日

東京都北区長 様

プロポーザル案件「「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託」について、企画提案書を提出します。

提出者	(法人名)
	(代表者)
	(所在地)
	(担当者 所属部署・役職・氏名)
	(電話番号)
	(E-mail)

※法人代表者印は、印鑑証明と同じ印を捺印してください。

下記は記入しない。

	整理番号
年 月 日	

様式2-1

企画提案書

1. 本業務の趣旨の理解度

- (1) 北区の創業の現状及び課題
- (2) 北区ビジネスプランコンテストに期待される効果

企画提案書

2. 企画提案内容

- (1) ビジネスプラン応募促進のための PR 方法
- (2) 説明会、個別相談、アクセラレーションプログラム及びフォローアップ支援
 - ①それぞれの目的
 - ②実施内容
 - ③工夫点など
- (3) ファイナルイベントの PR 方法、内容及び演出等
 - ①来場者促進のための PR 方法
 - ②公開プレゼンテーション及び表彰式の内容
 - ③来場者向けコンテンツ
 - ④交流会の内容など
- (4) その他、効果的な独自提案等

企画提案書

3. 業務履行の体制

- (1) 本業務における担当者の経験・専門性
- (2) 各業務の実施体制（業務責任者、対応スタッフ等の配置計画）

※社外の協力等を予定している場合は、協力企業名、内容等を記載すること。

企画提案書

4. 事業者の実績

概要	(設立年月日)
	(従業員数)
	(主たる事業)

(業務実績)

受託年度	官公庁等名称 (発注者)	契約件名
		業務概要

※令和3年4月1日以降に受託した官公庁等のビジネスプランコンテスト等に関する

支援業務の実績を記入すること。

※契約件名は正式名称を記載すること。

企画提案書

5. 提案価格

本件業務委託の受託価格を下記のとおり提案します。

¥	百万	十万	万	千	百	十	円
---	----	----	---	---	---	---	---

※金額は、アラビア数字1, 2、3…とすること

※金額を訂正しないこと

※消費税（10%）込みの価格を記入すること。

(内訳)

様式3

質問書

令和 年 月 日

東京都北区長 様

「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託について、確認したい内容がありますので下記のとおり質問書を提出いたします。

事業者名	
住所	
代表者	
担当者	
電話	
E-mail	

No	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	

※記入欄が足りない場合は、欄を追加してご使用ください。

様式4

応募辞退届

令和 年 月 日

東京都北区長 様

令和 年 月 日付で参加表明書を提出した「北区ビジネスプランコンテスト」業務委託について、下記理由により辞退したいので届け出ます。

(辞退理由)

提出者	(法人名)
	(代表者)
	(所在地)
	(担当者 所属部署・役職・氏名)
	(電話番号)
	(E-mail)

※法人代表者印は、印鑑証明と同じ印を捺印してください。

下記は記入しない。

	整理番号
年 月 日	